



登録記念物立梅用水 登録地域参考図

○文部科学省告示第百四十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二百四十四条第二項の規定により、次の表に掲げる文化的景観を重要文化的景観として選定したので、同条第二項において読み替えて準用する同法第百九条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十月六日

文部科学大臣 下村 博文

名称	所在地	区域	面積
菅浦の湖岸集落景観	滋賀県長浜市	滋賀県長浜市西浅井町菅浦の全域及び一級河川琵琶湖の一部 備考 地域に関する実測図を滋賀県教育委員会及び長浜市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	九四一五六八・一 九四一五六八・一



諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成26年（フ）第254号

函館市宝来町13番13号

債務者 榎谷 金吾

- 1 決定年月日時 平成26年9月22日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 弘末 和也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成26年12月24日午後1時45分
- 5 免責意見申述期間 平成26年11月21日まで
函館地方裁判所

平成26年（フ）第255号

函館市宝来町13番13号

債務者 榎谷須磨子

- 1 決定年月日時 平成26年9月22日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 弘末 和也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成26年12月24日午後1時45分
- 5 免責意見申述期間 平成26年11月21日まで
函館地方裁判所

平成26年（フ）第256号

函館市美原4丁目28番11号

債務者 榎谷 知宏

- 1 決定年月日時 平成26年9月22日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

- 3 破産管財人 弁護士 弘末 和也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成26年12月24日午後1時45分
- 5 免責意見申述期間 平成26年11月21日まで
函館地方裁判所

平成26年（フ）第58号

山形県南陽市高梨433番地の13

債務者 金子 駿

- 1 決定年月日時 平成26年9月22日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宇野 和娘
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成26年12月11日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 平成26年11月21日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成26年（フ）第92号

三重県伊賀市白檜2119番地の233

債務者 坂口 和也

- 1 決定年月日時 平成26年9月22日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三浦 敏秀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成26年12月10日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 平成26年11月21日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成26年（フ）第221号

兵庫県宝塚市伊子志4丁目5番5号

債務者 林 定秀

- 1 決定年月日時 平成26年9月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 白 承豪
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成27年1月29日午前10時50分
- 5 免責意見申述期間 平成26年11月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係